

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和二年六月二十六日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備部	飯能県土整備事務所	令和2年3月6日 (第86号)	<p>平成29年度に一般競争入札により契約を締結した「広幅デジタル複合機の複写サービスに係る単価契約」について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結後間もなくして、入札公告で示した契約条件を、合理的理由がないにもかかわらず変更した。 2 変更契約書を作成すべきところ作成せず、また、書面による決裁手続を経ることなく、原契約書の該当数値を加除修正することにより処理をしていた。 	<p>再発防止に向けて以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の再変更 令和2年3月5日に実施した庁内法務相談の結果なども踏まえ、契約相手方の同意を得た上で、契約条件を当初の条件に戻した。 2 再発防止対策 所属内の全職員に対し、問題が発生した経緯、庁内法務相談の結果、本来どのようにすべきであったか、契約の相手方との交渉結果を説明した上で、以下の3点について周知徹底をした。 (1) 積極的に財務研修を受講して、契約事務についての規定を確認し、適正な契約事務をすること。 (2) 契約書を加除修正することができるのは誤記の訂正等に限定されること、及び契約内容の変更については原則として変更契約を結ぶこと。 (3) 契約内容の変更及び加除修正を問わず、複数職員によるチェックを行うとともに、書面による決裁手続を取ること。 3 所属としての対策 所属として契約事務の理解を深めるため、地域出納員によるオーダーメイド研修を実施することとした。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日（県報の号数）	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部	産業廃棄物指導課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に長期継続契約として締結した「太陽光パネルリサイクル施設建屋賃貸借契約」について、契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を定めていなかったことは不適切であった。	<p>1 変更契約を行うことによる是正措置</p> <p>契約を解除できる旨の特約を追記する契約変更を行いたい意向を令和元年11月22日に契約相手方に申し入れた。契約相手方も変更に向けた協議に応じる姿勢を示し、これまで産業廃棄物指導課長が契約相手方の執行役員と2度面会するなど、協議を重ねているがいまだ最終的な合意を得られていない。</p> <p>一方法令上の整理としては、弁護士に法務相談を行い、本契約は監査により不適切であるとの注意を受けたものの私法上は有効であること、契約書規定の事由によらずに契約解除することもできないことを確認した。また契約書で定められた「定めのない事項の協議」等に基づいて契約解除を行う場合も、契約相手方に未払い賃料総額に相当する額の損害賠償請求権が生じ、県としては契約解除を行うことの利得がないことを併せて確認した。</p> <p>さらには、本契約は県施設敷地内にある不動産建屋の賃貸借契約であり、他の賃貸借契約をもって代替することはできず、仮に契約解除することになった場合には、リサイクル実証を行うという目的を達成できなくなるものである。</p> <p>そのため本契約については、引き続き契約変更による是正を目指し、契約相手方に対し粘り強く交渉を続けていく。</p> <p>2 再発防止対策</p> <p>監査結果を職員に周知するとともに、長期継続契約事務の適正な執行を図るため、以下の取組を徹底することとした。</p> <p>① 予算要求や執行伺い、入札等の各段階で、制度の適用可能性等について環境政策課（総務経理担当）、出納総務課、入札課など関係各課に具体案を示して対面で直接、相談を行うこと。</p> <p>② 長期継続契約に係る特約の記載を確認する項目を当課独自に追加し</p>

				たチェックシート様式を今後使用することとし、必ず複数職員によるチェックを実施すること。
農林部	大里農林 振興セン ター	令和2年3月6日 (第86号)	平成30年度に執行した「生物顕微鏡、卓上型pH・電気伝導度測定器」の購入について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。	グループリーダー以上の職員が集まる企画運営会議において今回の事案を説明し指摘された内容の共有を図るとともに、財務のチェックシートによる確認の徹底を周知した。 また、財務に関する各種研修会に参加して知識を習得するとともに、主に財務事務に不慣れな技術系職員を対象にセンター独自の研修会を実施し、理解を深めることで再発防止を図った。 さらに、今回注意を受けた農業支援部については、令和2年度以降、科目にかかわらず10万円以上を支出する支出命令については、同部を所管する副所長によるチェックに加えて、管理部副所長を決裁ラインに追加して内容確認を徹底するようにした。
都市整備部	営繕・公園 事務所	令和2年3月6日 (第86号)	平成30年度に実施した「こども動物自然公園仮設小動物舎の設置及び維持管理に関する協定」について、次の点で不適切だった。 1 検査員を指定して検査を実施しなければならないにもかかわらず、検査員の指定をしていなかった。 2 検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。	監査結果を所内全職員に周知するとともに、次の対応策により適正な事務処理の徹底を図ることとした。 ・ 契約履行の確保のための検査の意義、内容、方法等について所内に周知して認識を共有し、適正な検査が実施されているかを複数職員で確認する。 ・ 職員の財務知識の向上を図るため、財務研修への積極的な参加を促す。また、検査を含めた財務事務について、地域出納員によるオーダーメイド研修を実施する。 ・ 判断に迷う事案は、適宜出納総務課へ確認するなど、疑問点を残したまま事務処理を進めることがないよう徹底する。
企業局	水道整備 事務所	令和2年3月6日 (第86号)	平成30年度に締結した「30水整第158号東松山第二幹線（北側）用地取得あっせん業務委託契約」について、次の点で不適切であった。 1 一部業務の再委託に当たり、受注者から提出のあった再委託の協議書に相手先及び契約期間が記載されていないにもかかわらず、承諾を行った。 2 原契約の履行期限を超えて再委託をしていた。	再発防止のため、企業局内に以下の取扱いについて通知を行い、周知徹底を図った。 ・ 再委託の承諾に当たっては、その業務内容のほか、再委託の相手先等の契約予定内容を書面により確認すること。 ・ 再委託の承諾後にあっても、契約状況及び業務の処理状況等について自己検査等を活用し、適宜確認すること。

病院局	精神医療センター	令和2年3月6日 (第86号)	平成31年度に締結した消防設備保守業務委託契約について、個人情報取扱いに関する誓約書の写しを発注者に提出させていなかったことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、以下の取組を実施することとした。 <ul style="list-style-type: none"> 約款や共通仕様書に基づいて受託者に提出を求める書類の一覧表を作成し、契約書に添付する。 当該一覧表で書類の提出状況を管理するとともに、自己検査のチェック項目に提出書類の確認を追加し、複数職員によるチェックを徹底する。
下水道局	荒川右岸下水道事務所	令和2年3月6日 (第86号)	平成30年度の公用車タイヤ付替え手数料の支払について、次の点で不適切であった。 1 同一の請求に対して2度の支払を行っていた。 2 1回目の支払について、決裁区分が所長のところ副所長が決裁していた。	再発防止のため、職員全体会議において監査結果を周知するとともに、支払事務について研修を行い、適正な執行について徹底を図った。 また、自己検査チェックリストに基づき、毎月、各担当が支払伝票の自己検査を行うとともに、企業出納員が予算差引簿と証拠書類を突合することとし、重複支払防止のためのチェック機能を強化した。
教育局	近代美術館	令和2年3月6日 (第86号)	令和元年度の「フルカラー電子複写機の複写サービスに係る単価契約」について、予定価格が100万円を超える場合は競争入札により事業者を決定し契約すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知し、長期継続契約における競争入札・随意契約の判断について改めて確認し、適正な契約事務の執行について徹底を図った。 また、新たに、随意契約によることができる予定価格のチェックシートを作成し、出納総務課の「財務に関するチェックシート(契約編)」とともに執行伺いの起案に添付し、複数の職員による確認を徹底することとした。